

# E i w a N e w s

民法の改正点についてご案内します

令和元年 8 月  
( No.169)

2017 年 5 月に成立した「民法の一部を改正する法律」が 2020 年 4 月 1 日から施行されます。民法のうち契約ルールなどを定めた債権法が改正対象です。民法制定以来、約 120 年ぶりとなる抜本改正となり、社会経済の変化に対応すると同時に、内容を分かりやすくすることを目的としています。改正項目は多岐に渡りますが、今回は、この改正のうち特に重要と思われるものについて、ご案内します。

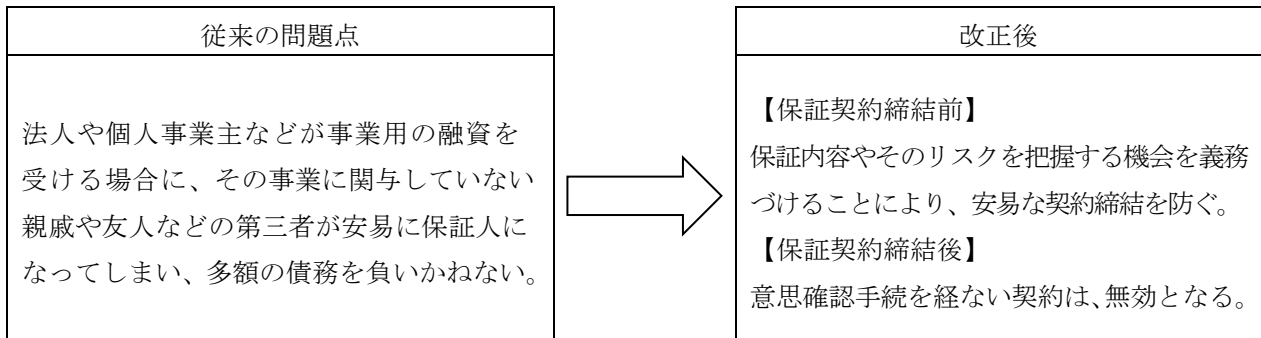
重要な改正点

- 保証人の保護に関する改正
- 約款を用いた取引に関する改正
- 法定利率に関する改正
- 消滅時効に関する改正

## 1. 保証人の保護に関する改正

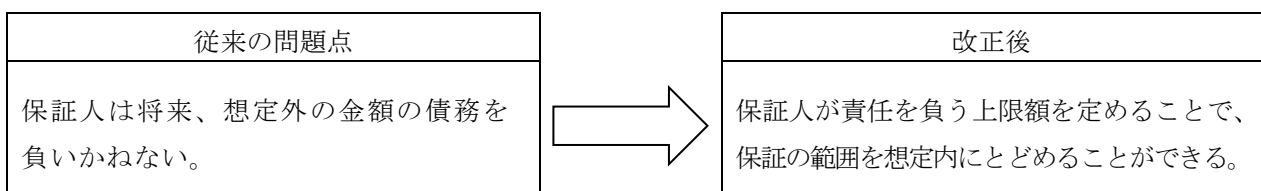
### (1) 公証人による保証意思確認の手續の新設

事業の貸金債務を個人が保証する場合は、公証人が契約締結前 1 ヶ月以内に、保証人となる人から直接その保証意思を確認しなければ、効力が生じないこととなりました。ただし、主債務者の役員や共同事業者などが保証人になる場合は、適用されません。



### (2) 個人の根保証契約に関する見直し

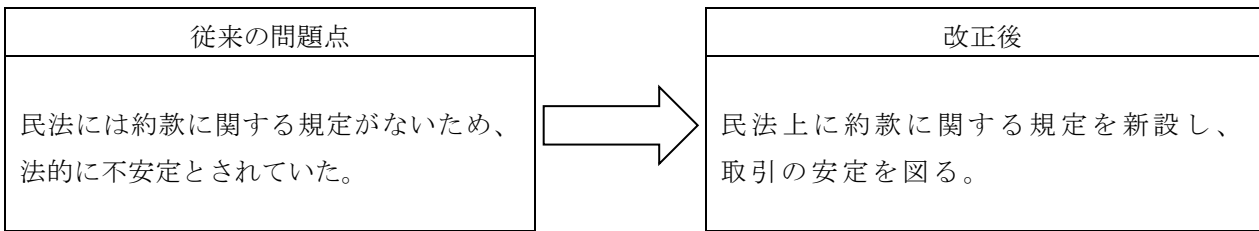
根保証契約とは、一定の範囲に属する不特定の債務について保証する契約をいいます。改正により、個人が保証人となる場合、保証人が責任を負う上限額（極度額）を定め、かつ書面又は電磁的記録で契約されなければ、その保証契約は無効となります。



## 2. 約款を用いた取引に関する改正

インターネットサイトの利用規約など、大量の同種取引を効率的に行うために作成された定型的な内容の取引条項のことを「約款」といいますが、現行の民法では、この約款に関する規定がありませんでした。そこで、改正により、民法上に「定型約款」として明文化され、どのような場合に有効で、どのような場合に変更できるかなどが規定されました。

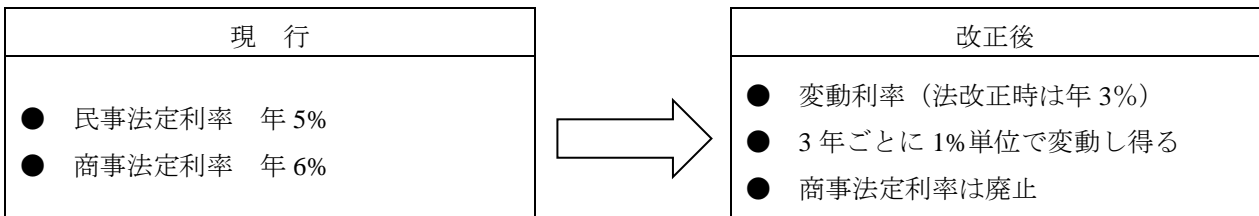
例えば、顧客が定型約款にどのような条項が含まれるのかを認識していなくても、①当事者間で定型約款を契約の内容とする事の合意をしたとき、または②定型約款を契約の内容とする旨をあらかじめ顧客に「表示」して取引を行ったときは、「定型約款」の個別の条項についても合意したものとみなされます。



## 3. 法定利率に関する改正

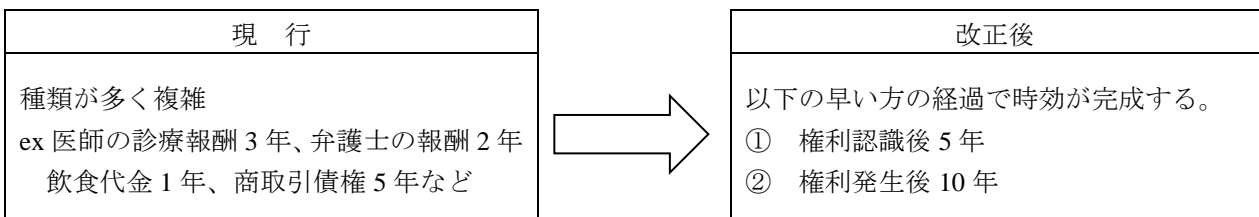
当事者間に貸金等の利率や遅延損害金に関する合意がない場合に適用される利率を法定利率といいます。現行法上は、民事法定利率につき年5%、商事法定利率につき年6%ですが、改正により変動利率（法改正時は年3%）に変更されます。

法定利率は、明治時代に制定以来、見直しがされておらず、昨今では、市中金利を大きく上回る状態が続いていました。



## 4. 消滅時効に関する改正

消滅時効期間について、より合理的で分かりやすいものとするため、職業別の短期消滅時効の特例が廃止されるとともに、原則として「権利を行使できると知った時から5年」または「権利を行使できる時から10年」のいずれか早い方に統一されます。



以上、ご不明点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。